

平成23年第3回玉城町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 平成23年 6月 9日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成23年 6月 9日

4. 応召議員

1番 小林 一 則 君

2番 中 野 勇 君

3番 山 本 静 一 君

4番 北 川 雅 紀 君

5番 鈴 木 加奈子 君

6番 小 林 豊 君

7番 前 川 隆 夫 君

8番 風 口 尚 君

9番 川 西 元 行 君

10番 中 瀬 信 之 君

11番 山 口 和 宏 君

12番 奥 川 直 人 君

13番 高 木 市 郎 君

14番 東 谷 富 雄 君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻 村 修 一 君

副 町 長 中 郷 徹 君

教 育 長 山 口 典 郎 君

会 計 管 理 者 前 田 浩 三 君

総 務 課 長 大 南 友 敬 君

税 務 住 民 課 長 田 畑 良 和 君

生活福祉課長 林 裕 紀 君

建 設 課 長 松 田 幸 一 君

上下水道課長 東 博 明 君

病 院 老 健 事 務 局 長 小 林 一 雄 君

教育事務局長 中 西 元 君

総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君

産業振興課長 田 間 宏 紀 君

政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君

教育委員長 加 藤 禎 一 君

監 査 委 員 中 西 正 光 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠 君

同 書 記 宮 本 尚 美 君

同 書 記 内 山 治 久 君

10. 提出議案

日 程

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会期の決定

第3. 諸報告

第4. 発議第 2号 玉城町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

第5. 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）)

- 第6. 議案第30号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
- 第7. 議案第31号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第8. 議案第32号 町税条例の一部改正について
- 第9. 議案第33号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第10. 議案第34号 町道の認定及び変更について
- 第11. 議案第35号 平成23年度玉城町一般会計補正予算（第1号）
- 第12. 議案第36号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13. 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願書

（午前9時03分 開会）

- 議長（小林一則君）ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。よって平成23年第3回玉城町議会定例会は成立致しましたので開会致します。開会にあたり町長より定例会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君
- 町長（辻村修一君）平成23年第3回の玉城町議会定例会開会にあたりまして、一言、挨拶を申し上げます。未曾有の東日本大震災から間もなく3カ月を迎えるということですが、玉城町と致しましても議員の皆様方始め、町民の皆様から多額の義援金を寄せて頂いているところでございます。被災地の現状はご承知のとおり原子力発電所の事故によるところの被害が拡大し、そしてまた、風評被害、電力の供給等、色んな日本の国としての危機になっておる状況でございます。また、被災地では、今なお人々の苦難が続いておる状況にあるわけでございますけれど、こうした中で大変残念なことは、国の政治として国民の命や財産を守るために、或いは復興のために力を発揮しなければならないのに、それがされていない状況、大変残念に思う次第でございます。玉城町と致しましても、今回の震災の教訓を生かさせて頂いて、防災対策を見直し、そして取組みを進めていかなければならぬ。こんな風に考えている次第でございますのでどうぞ宜しくお願いを致します。今回、提案を申し上げます主な内容につきましては、当面の防災対策の予算或いはまた、平成23年度に計画を致しておりますもの及び県の事業採択がなりましたので、その関連の予算、或いは条例改正等でございます。どうぞ宜しくお願い致しますよう願ひ致しまして開会のご挨拶とさせていただきます。
- 議長（小林一則君）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。
- 議長（小林一則君）日程第1. 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において  
                     9番 川西 元行 君                    10番 中瀬 信之 君  
 の2名を指名致します。
- 議長（小林一則君）次に、日程第2. 会期の決定を議題と致します。  
 お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から6月17日までの9日間としたいと思ひ

ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月17日までの9日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

- 議長(小林一則君)次に、日程第3. 諸報告を致します。地方自治法第213条及び地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号 繰越明許費繰越計算書(玉城町一般会計分)及び地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告第3号 玉城町水道事業会計の予算繰越計算書、報告第4 玉城町下水道事業会計の予算繰越計算書の報告の提出がありましたので配布させて頂きました。ご了承を願います。次に報告第5号 町長から地方自治法第243条の3 第2項の規定により、度会土地開発公社の経営状況を説明する書類、また報告第6号 監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により平成23年2月分ないし平成23年4月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、それぞれ、その写しをお手許に配布致しましたからご了承願います。

次に三重県保険医協会、会長より「国民健康保険に対する国庫負担金引き上げを求める自治体意見書採択を求める陳情書)ほか、1件の提出がありましたので、写しをお手許に配布しておきましたから、併せてご了承願います。以上で、諸報告は終わります。

- 議長(小林一則君)○次に日程第4 発議第2号 玉城町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題と致します。

提出者、中野 勇君より、提案理由の説明を求めます。2番 中野 勇君

- 2番(中野 勇君)只今、議題となりました発議第2号 玉城町議会議員の定数を求める条例の一部改正につきまして、提案説明をさせて頂きます。

玉城町議会議員の定数につきましては、地方自治法で定める法定定数の上限22人のところを玉城町条例を14名と定め、今日に至っております。この度の条例の一部改正は議員定数14人を13人に改めようとするものであります。改正の主な理由は地方自治体を取り巻く経済状況は交付税の削減等、今後益々厳しい状況が予想されます。そのような状況の中、玉城町が町村合併せず、自立する町、玉城町として総合計画に上げます「だれもが安心して、元気に暮らせるまち、ふるさと玉城」を築きあげる為、定数削減を行い、住民生活の向上を目指し、議会活動に取り組んで行く事が重要であります。また、13人の奇数に改正することにより、賛否が同数の場合には議長の裁量で決定されることになるので、議長も委員としての責務が果たせると考えられますので、14人から13人に改正致したくここに提案をさせて頂きますので、ご賛同頂きます様、宜しくお願い致します。以上でございます。

- 議長(小林一則君)以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、発議に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第2号、玉城町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についての質疑を行います。

発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

○5番(鈴木加奈子さん) 只今、提案の説明の中に町自治体を取り巻く状況であるとか、住民の生活向上というような風に言われたんでございますけれど、やはり議員の定数というのは、玉城町におきましては、22名という定めがございます。上限でございますが。確かに各自治体がこの定数を大幅に下回っていることは確かです。けれども、この議員の定数というものにつきましては、これは住民の意思を、住民の要求、状況をより適切にこの議会に反映をする。そういう点ではやはり、議員数はこの一定の数字を保つ必要があるのではないかと。このように思うところでございます。ですから、22名に非常に近い数値で設定すべきところを今度はまた14名から13名に削減をするということは、これはよく言われる言葉なんですけれど、「議員が身を削る」という言葉があるんですが、これは「議員が身を削る」のではなくて「住民の身を削る」定数削減であるとこんな風に考えるのであります。その点について提案された方はどのように考えておられるのでしょうか。お伺いします。

○議長(小林一則君) 2番 中野 勇君

○2番(中野 勇君) 定数問題でございますが、全国的に、又、三重県下におきましても、議員定数削減の状況の中にあるわけでございます。また、玉城町議会におきましても、議員懇談会で十分な検討をした結果であって提案をさせて頂きましたので、ご理解を願いましてご協力よろしくお願いをしたいと思います。

○議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

○5番(鈴木加奈子さん) この提案される経緯というものは当然私もその場におきまして、よく認識しております。その上で改めまして質問させて頂いておるところでございます。玉城町の報酬審議会からの答申があったということを受けてなされたこととございましょうか。お伺いします。

○議長(小林一則君) 2番 中野 勇君

○2番(中野 勇君) 只今申しましたように、議員懇談会で色々かの検討の中で改定等をさせて頂きましたのでご了解願いたいと思います。

○議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

○5番(鈴木加奈子さん) 財政の面も考えまして玉城町の議員の報酬につきましては県内でも相当低い方で設定をされているというそういうことで議員は「身を削る」という、このことを言っております。それを更に引き下げるといのは議員の活動に支障を起こすのではないかと、こんな風に思いますので、報酬の削減を持って町を支える。そういった風には考えられないと思います。ですから、他の部分で財政の無駄が無いか、どうかということをチェックしていく議員の大変大事な義務でございます。議会議員の任務というのは住民の要求をつぶさに町政に反映させる。その為には、この議会においてしっかりとした発言をしていく、調査に基づいて発言をしていくということ。それからもう一つは必要な事業であるか。予算を認めたが、その後、きちっとこの仕事が目的に沿ってなされているかどうかというチェックをするのも議会議員の大事な任務でございます。町長におかれましては、玉城町の地方自治体においてはですね、沢山の分野の仕事がございます。例月、広

報が出されておりますが・・・

(議長 「質問の要旨を簡明に言って下さい。」)

大事な事柄ですので言わせて下さい。今から何十分も掛かるわけではございません。

(議長 「質疑を理解して簡明にやって下さい。」)

重大な問題ですから言っております。町長におかれまして、この沢山の仕事の分野をこれを今、参与席に並んでおられる各担当の皆さんによって仕事がなされております。ここに並んでおられる方だけでも16名ですか、いらっしゃると思うんですが、これがトップに立たれる皆さんです。この方達によってそれぞれに細分化した課長補佐さん、或いは主任さん、そう言った方に分担をして、仕事をしている訳でございます。けれども、玉城町の議会議員の側はこれだけの今現在は14名でございます。このメンバーによりまして、町長がなされた仕事についてのチェックをしていく訳でございます。ですから、一定に人数が必要であるというのは根拠はその処でございまして、玉城町においては22名という定数の限度が決められております。長年に亘って20名というのが保持されていたところではございましたが、その後どんどん定数が減っております。

(議長 「提案に対する質問をしてください。」)

これは議員の任務という点から考えましても定数を下げることについては大変問題があるのではないかと。このように思います。その点についてお考えをお伺いします。

(「分からん」の声あり)

○議長(小林一則君)他にありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。まず、反対討論の発言を許します。

○議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

○5番(鈴木加奈子さん)先ほど質問をしましたところ、分からないということを、提案者が何を言われているのか分からないという風に言われるんですけど、まさにその姿が議員定数削減の問題点も示しているのではないかと。このように思うところがございます。では、まず、最初にですね、この定数削減というのが出て参りましたのが、発端になりましたのが報酬審議会、これは町長の諮問機関でございまして、公募によって選ばれた方々ではございません。町長が選んだ方々でございまして、司法書士の松澤加代子さんを会長に致しまして、中には選挙管理委員長という方なんかも入って参りまして、農協の常務さんがありましてとか、そう云った中で、報酬審議がなされ、答申の中にですね、報酬審議に対して、町長が諮問した以外の事柄としてこの定数削減という一文が載せられておりました。これを答申すること自体が非常に問題のある答申でございます。答申を受けた町長ご自身が、報酬審議会に対して、この答申についてのことをご指摘なさって受け付けず、改めての審議をして頂くという風にするのが当然ではないかと思っておりますが、これを町長は、またしても議会の方でも、これを受け付けるということで報酬審議会のあり方として、ひとつ問題点があるということをお最初に申し上げておきたいと思っております。次に議員の定数というものは、どうして定めているかという問題でございます。例えばですね、玉城町の

定数は22名でございます。度会町は18名、大台町で22名、南伊勢町でも22名というこの数値を見ても分かるように、やはり一定の人数が必要であるという観点から細かい数字の定めというのではなく、一定の枠を必要ということでの数値の定めをしているんだと、このように思っています。そして先ほど申し上げましたように、議員の任務というのは、やはり、住民のみなさんの多様なご意見をどのように的確に議会に反映させていくか。町政に反映させていくか。このことが非常に重要になってくると思います。議員の定数が少なくなるということは、それだけ皆さんから、つぶさにご意見を伺ってくる。こういう立場の人が少なくなるわけでございます、これは町民の願いを削減するというのに等しいのではないかと思います。それから、もう1点は、ここのところがお分かりになりにくかったのかなと思うんですけど、町の仕事に対するチェックの機能を果たす。これも大事な議会な仕事でございます。このチェック機能を果たすのに、はたして、今現在、14名ですが、これでも間に合うのかどうなのか、本当は議員定数削減ではなくって増やす必要があるのではないかとこの観点からお話をした訳です。地方自治体の仕事というのは、多岐に亘っております。教育の分野、福祉の分野、建設の分野、今、起こっております大震災、津波、また、原子力発電所の事故の状況の中で沢山の自治体から、職員を派遣したりしておりますが、大変な任務を地方自治体は負います。平常でございます、ここにずらっと並んでおられる、この方々をトップに致しまして、町長は日常の任務にあたっておられる訳です。このトップの方々の元に沢山の職員がその任務に又あたる訳でございます。こういった多岐に亘る地方自治体の玉城町のこの仕事の中でのチェックを致すのに、現在の14名の定数で十分なチェックができるのかどうなのか、ここのところが問題だと思うんです、私は。地方自治法で定められております上限が22名でございますが、これにできるだけ近づけていく。これが住民に寄与する、そういう理解のあり方に繋がるのではないかとこのように思います。ましてやこの度のように14名と異常に引き下げられている定数をもう1名削減することにはとても承服することができません。確かに全員の中で投票によって、数値と致しましては、過半数に至りませんでした。定数削減をしないという意見はとおりましたけど、だからと言って、ここで黙っておくという、そういう訳にはいかない問題であるとのように思いますので、お伝えをするところでございます。再度もう一度、よくお考えを頂きまして、この採決にはあたっていただきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

○議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。12番 奥川直人君

○12番（奥川直人君）只今、発議第2号玉城町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についての賛成討論をさせていただきます。

議員数が増えれば、住民の期待に答える、沿える。このような単純な計算で住民の皆さんの期待に応えられるとは思えません。事実、現在住民の皆さんからも、定数を削減したらという風な声も聞くわけであります。そのような中で議員数を単純に増やせば、住民の皆さんの期待に議会として答えられるのかということではないと、このように思われます。要するに増やせば議会はもっと良くなるという意見ではないということです。先ほど申されましたけど、声を聞く、行政のチェックをする。人数が増えれば住民の声が反映されて

と言うご意見ですけど、そういうものではないと。玉城町議会としては議会自ら、定数削減を提案を致しました。少数制であるものの、更により一層住民の皆様への期待の沿えることを、そう言ったことをこの機会にチャレンジしていく意気込みを提示させて頂いております。この機会に議会として議員として、そしていかに住民の皆様への議会活動の役割や成果をご理解頂くか、その為に議会や議員はどうあるべきかなど、更に検討し、改革していくことになろうと思っております。そうした住民の期待に沿える責任をしっかりと果たす、新たな玉城町議会づくりにチャレンジをしていこうという気合に対して賛成をしていきたいとこのように思います。今、玉城町の議員一人としましては、割り当てると1,097名の住民の方の声を聴くことになる訳です。ちなみに大きな集落へ行きますと、区長さん一人で780名ということもありまして、区長さんと変わらんぐらいの大きなエリアでは、これもまた、ある意味では1議員の住民数ということでみれば、もう少しやればできるといことも感じますので、これも含めて賛成討論と致します。

○議長（小林一則君）次に反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結致します。これより採決致します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○次に、日程第4 議案第29号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）議案第29号 平成23年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。本議案は、平成22年度会計の償還収入に3千40万2千円の歳入不足が生じたため、平成23年度会計から繰上充用により補填しなければならない必要が生じましたが、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により5月31日に専決処分をいたしました。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則君）税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和君）議案第29号 平成23年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。今回の補正は平成22年度会計の償還収入に3千40万2千円の歳入不足が生じたため、平成23年度会計から繰上充用により補填するものでございます。補正予算書の7ページをお願いします。歳入で款3、諸収入、項1、貸付金元利収入、目1、住宅新築資金等貸付金元利収入、節2、滞納繰越分におきまして3千40万2千円を計上致し、8ページで同額を歳出の前年度繰り上げ充用金としたものでございます。本議案につきましては、特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであること

から、平成23年5月31日に専決処分をさせて頂きました。貸付金の回収状況の概略でございますが、平成22年度の現年度の償還金につきましては、未収金としまして92万3千808円で、収納額の回収率につきましては71.3%でございます。徴収につきましては、努力を致しているところでございますけど、返済能力が極めて乏しい方も見えてまして過年度分の回収率は横這い傾向でございます。引き続いて回収率の向上と貸付金の目的、返済の義務につきまして、理解をして頂くよう努力をしていきたいと思っております。なにとぞご理解を賜りご審議のほど宜しくお願いを致します。以上でございます。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

○議長（小林一則君）これより、議案に対する質疑、討論、採決を行います。

それでは議案第29号、専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）この問題につきましては、各自治体とも、大変、悩みの種になっている事柄であることは承知しておりますが、玉城町におきましてもやはり県の同和行政のあり方の問題点の吹き出し口がここであったと、このように認識をしているところでございます。県のあり方の問題点が各自治体に大きな悪影響を及ぼしたと、こういうことを言いたい訳でございます。ですから、玉城町独自の失政であったりとか失策であったりとかという、そういう問題点ではないんですけれども、毎年々ですね、このような姿でこの予算書を締めたり、繰越充用をしたりとか繰り返してきている訳でございます。町長、このことについては、やはり、県や国も責任を負うべきではないかこのように思っていますが、どのような話し合いをしているんでしょうか。この際でございます。お伺いをしておきたいと思えます。

○議長（小林一則君）辻村町長

○町長（辻村修一君）この住宅新築資金等貸付事業、いわゆる同和对策特別措置法が時限立法で制定をされて、すでに、随分前にこれがなくなって経過している状況でございます。今、議員ご承知のとおり、全国、あるいは県内でも地方自治体でこのことが課題になっておる状況でございますので、私も県の町村会の中で早い時期に県、国において、この問題の解決のために努力をしてほしい。こう言う申し出をしているところでございます。今後とも努めて参りたいと思っております。

○議長（小林一則君）他にありませんか。5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）県、国に対しても要望して頂いておると只今の町長のお話でございました。この貸付を受けた、そして、お家を立てられた方が今すでに玉城町におられなかったりとか、或いは亡くなってらっしゃる方もあるのではないかなという風に思うんですけども、こういった場合にはどのような対応をしているんでしょうか。税金であったりしますと減免するという措置も取られたりする訳ですけども、どんな扱いになっているんでしょうか。

○議長（小林一則君）税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和君）中には町外へ転出されとる方もある訳ですが、連絡をとる努力をしておりますことと、お亡くなりになっておる方につきましては、ご家族といひます



か、息子さんとかに連絡、訪問させて頂いております。以上です。

○議長（小林一則君）他に宜しいですか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「議事進行」の声あり）

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（小林一則君）次に 日程第6 議案第30号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について ないし、日程第9 議案第33号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）議案第30号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

現在私並びに副町長につきましては、5パーセントの給料カットをしておりますが、この際このことが適当かどうかの判断を仰ぐため、去る1月27日玉城町特別職報酬等審議会での審査をお願いしたところであります。その結果、3月30日に賜りました答申並びに、ご意見を十分に拝聴し、今般ご提案申しあげる次第でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、補足は省略いたします。

次に、議案第31号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案につきましても先ほどの議案第30号と同様、先の玉城町特別職報酬等審議会の答申を拝聴し、教育長の給料について改正しようとするものでございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、補足は省略いたします。

次に議案第32号 町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、地方開発事業団が廃止されることに伴う規定の整備を行うとともに、個人住民税の雑損控除及び住宅借入金等特別税額控除の適用の特例について規定するため、条例の改正をしようとするものです。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。

次に議案第33号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、平成23年度、税制改正大綱において、国民健康保険税の課税限度額の引上げが決定されたことに伴い、平成23年3月25日に国民健康保険料の賦課限度額の引上げを内容とする国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されるのを受け、本町の条例もこれに合わせ一部改正するものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

以上、条例改正4件について、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則君） 税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和君） それでは、議案第32号 町税条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。条例改正の要旨につきましては、議案補足資料、条例改正新旧対照表の3ページから5ページに基づき説明をさせていただきます。まず、3ページの条例改正第54条第6項の改正でございます。改正の内容としまして、地方自治法の一部改正による条文の整備でございます。第6項中、地方開発事業団を削ります。地方分権の推進を図るための地方自治法等の一部改正が交付されまして、全部事務組合等が廃止されることによる条文の整備でございます。これは特別地方公共団体のうち全部事務組合、役場事務組合は長期に亘って設立の事例がないこと、地方開発事業団については現在一団体を残すのみであり、今後設置される見込みがないことから、廃止をされたものです。地方開発事業団は地域開発の根幹となる建設事業を総合的かつ一体的実施するために設ける特別地方公共団体です。改正前の法第298条で共同処理する事務は公共施設の建設事業や関連する用地の取得造成等に限定されており、新産業都市の構想に対応して設置されたものであります。施行期日は法律の施行の日となります。次に3ページ下から4ページ、5ページにかけましては、震災被害者への税制上の特例措置が創設されたことから、不足を追加するものでございます。まず、附則第22条の追加でございますが、これは東日本大震災に係る雑損控除額等の特例規定でございます。東日本大震災によりまして、住宅や家財等に生じた損失について、その損失額を平成22年分の総所得金額等から雑損控除として、控除できるものとされたことです。第1項前段は、当該精度の内容を規定しております。平成22年で控除した特例損失金額は平成23年の損失としないものの規定です。第2項は平成22年で適用した特例損失金額について、次年への繰越が生じた場合の読替え規定でございます。第3項は第1項の適用を受けた場合の特例損失金額に法に規定する生計を一にする親族の有する資産についての損金金額がある場合は平成23年の損金としないものの規定でございます。第4項は、第3項の内容に次いで次年への繰越が生じた場合の読替え規定です。第5項は当該制度が適用される場合の申告書の要件を規定したものでございます。施行期日は地方税法の一部を改正する法律の公布の日でございます。次に附則第23条の追加でございます。東日本大震災に係る住宅借入金等、特別税額控除の適用期限の特例規定でございます。これは住宅ローン減税控除の特例で住宅ローン控除の適用住

宅が東日本大震災により滅失としても平成25年度分に住民税以降の残存期間の継続適用を可能とするものでございます。本条につきましては、当該内容にかかる住宅ローン控除の規定の読替え規定でございます。施行期日は平成24年1月1日となります。以上簡単ではありますが、説明と致します。ご審議のほどお願いを致します。

○議長（小林一則君）生活福祉課長 林 裕紀君

○生活福祉課長（林 裕紀君）それでは、議案題33号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、補足説明を致します。今回の改正の主なものにつきましては、厳しい昨今の経済情勢が続くなか、中間所得者層の負担に配慮しながら、低所得者の国民健康保険料の軽減を図るため、市町村が徴収する保険料の限度額の引き上げを行うものでございます。具体的には、被保険者間の負担の公平及び中間所得者層の負担の軽減を図るため、基礎負担額の限度額を50万円から51万円に後期高齢者支援金等負担額の限度額を13万円から14万円に介護納付金負担額の限度額を10万円から12万円にそれぞれ引き上げるものでございます。この期日につきましては平成23年度7月本算定より適用を致します。以上補足説明とさせていただきます。宜しくご審議を賜りますようお願い致します。

○議長（小林一則君）暫時休憩します。

（午前 9時50分 休憩）

（午前10時00分 再開）

○議長（小林一則君）再開致します。休憩前に続き会議を進めます。以上で提案理由の説明は終わりました。次に日程第10 議案第34号 町道の認定及び変更についてを議題と致します。町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）議案第34号 町道の認定及び変更について提案理由を申し上げます。今回の認定路線は、今後改良等整備を実施するため認定が必要となるものです。また、変更路線は斎宮調整池整備が終了したことに伴い道路の区域、終点の変更を行い道路網の整備をするものでございます。道路法第8条第2項並びに第10条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。なお、詳細につきましては、建設課長より説明いたさせます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長（小林一則君）建設課長 松田幸一君

○建設課長（松田幸一君）それでは議案第34号 町道の認定及び変更について補足の説明を申し上げます。資料に基づきまして説明申し上げます。まず2枚目につきましては新規の認定でございます。路線番号524番 原第18号線及び525番 昼田第3号線、また526番 浜塚第9号線につきましては今後、改良等整備を実施する為に認定をお願いするものでございます。原18号線につきましては里中の道で総延長80m、起点を原字下出1539番2地先、終点を原字中風呂1551番1地先と致しております。次に昼田第3号線につきましては、総延長65.1m、起点を昼田字北浦419番3地先、終点を昼田字北浦422番4地先、終点を昼田字北浦422番4地先と致しております。次に浜塚第9号線につきましては総延長123.8m、起点を勝田字浜塚3086番37 終点を勝田字浜塚3086番38と致しております。次に変更路線につきましては、斎宮調整池の整備が終了したことに伴いまして明和町へ繋がる広域的な道路でもあり、明和町も認定をしているところでござい

ます。路線番号で154番、朝久田第2号線、総延長1056.2mから626.7mとし、終点を上田辺字不動1553番1地先に変更し、路線番号155番 朝久田第3号線は総延長764.7mから1085.2mとし、終点を上田辺字不動1636番1地先に変更しようとするものでございます。以上補足説明とさせていただきます。どうか宜しくご審議賜りますようお願い致します。

○議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。次に日程第11 議案第35号 平成23年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし日程第12 議案第36号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題と致します。町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）議案第35号 平成23年度玉城町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、7千615万円を追加し、予算総額を51億2千115万円とするもので、国・県補助事業の内示によるもの、東日本大震災を受け、より一層の減災対策を行うものなどを盛り込んでいます。詳細は、副町長から補足で説明いたさせますので宜しくお願いを申し上げます。

総務費では、役場庁舎の耐震診断を行う委託料317万円、民生費では、ICT端末利用補助金270万円、子育てファミリーサポートを広域で行うことによる費用237万円、保育所の窓ガラスの飛散防止フィルムを張る災害対策工事費441万円、衛生費では、大腸がん検診委託料、震災後の節電意識の向上に伴う太陽光発電設置補助金120万円を計上しています。労働費では、デマンドバス・農業分野人材育成事業委託料への追加補正、及び耕作放棄地・農地台帳の現地調査業務委託料の新規計上などにより、引き続き雇用対策を実施しています。農林水産費では、地産地消推進補助金75万円、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業により勝田地区の排水路改修費用3千700万円、商工費で、県補助を受けた集客促進事業委託料300万円を新規に計上しています。消防費では、3月に東北地方に毛布500枚を物的支援いたしましたので、備蓄用の毛布、及び役場庁舎のロッカーなどの固定金具を購入するため消耗品費168万円を追加しています。教育費では、県の委託事業として、理数教育充実支援事業に伴う費用を小中学校費併せて100万円、保健体育費で総合型地域スポーツクラブ補助金150万円を新規に計上しています。そのほか、各公共施設について減災対策のため固定金具の設置費用を計上しています。

以上の財源と致しましては、国県補助金、地方債、前年度繰越金及び予備費で調整をしています。

なお、詳細につきましては、副町長から説明致します。

次に議案第36号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、昨年の所得の確定に伴い、平成23年7月本算定に向け、保険料の算定を行ったものであります。昨年度は、後半、医療費も落ち着きを取り戻しており、今回の補正予算では、これに応じた医療費の見直しを行うものです。

今年度は、一般会計から3千万円の貸付と昨年度から実施致しました法定外繰入れにより、保険料の値上げを行わず、昨年並みに致しました。

また、平成20年度から義務付けられた、特定健診・特定保健指導等に、さらに積極的に取り組みをしながら、3年連続で受診されない方を対象に意識調査を実施するなど、被保険者の健康保持、また国保財政の安定化を目指し、医療費の適正化に努めてまいりたいと存じます。補正予算の概要ですが、歳入歳出とも、186万4千円を減額して、予算総額14億5千227万2千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたします。以上、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則君）副町長 中郷 徹君

○副町長（中郷 徹君）それでは議案第35号 平成23年度玉城町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

○議長（小林一則君）生活福祉課長 林 裕紀君

○生活福祉課長（林 裕紀君）それでは議案第36号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明を致します。

（補正予算書朗読方々説明する）

○議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第13 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願書を議題と致します。

只今、議題となりました請願につきましては、総務産業常任委員会に付託し審査中でありましたが、その審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。

これより総務産業常任委員長の報告を求めます。

○議長（小林一則君）総務産業常任委員長 前川隆夫君

○総務産業常任委員長（前川隆夫君）総務産業常任委員会に付託されておりました請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願書について委員会の審議結果を報告いたします。

この件については4月7日、午前11時より、町長、副町長並びに関係課長出席のもと、委員会協議会を開催し、所得税法第56条を廃止することはどういう事なのか、事前に内容等充分、精査するために紹介議員からの説明を求め、担当課長の意見も聞きながら議論してまいりました。その結果を踏まえ、5月16日、総務産業常任委員会を委員全員出席の元、開会致しました。紹介委員からは、青色申告をするには、経理的に技術や能力が必要であり、中小企業、家族経営、農業者にとって、果たして本当に忙しい人たちが、青色申告が出来るのかと、出来ないと、その人たちは不利になる。所得税法56条がなければいいんじゃないかと云う事で廃止することに賛同したとの説明が有りました。他の委員から、所得税法57条には専従の親族がある場合の必要経費の特例がある

ので、敢えて、所得税法を廃止するというまでには至らない。との意見があり採決の結果、挙手少数で、請願第1号、所得税法第56条の廃止を求める請願書は不採択とする事に決しました。なにとぞ、宜しくお願い致します。

以上、委員会報告といたします。

○議長（小林一則君）以上で、委員長報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑及び討論、採決を行います。

まず、はじめに質疑を行います。発言を許します。鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子）紹介議員の方からも説明を頂いた様子が只今の委員長の報告によって分かる訳でございますが、特例があるからいいではないかではなくて、特例によって保たれている条例でございますので、やはり56条を廃止すべきでお願いしたいということで、この請願は出されているんです。それで請願者の方からは、審議の際には説明に伺いたという申し出、この三重県商工団体連合会婦人部協議会 鈴木アケミ会長さんからのお話もあったのを申し添えてあったはずでしたけれど、この方の説明も聞かずに、また、時下にも要望も聞かずに『不採択』という結論を出したことにとても問題があるんじゃないかなと思うんですね。特例があるという、その特例じゃなくて、もう廃止にしてくださいと世界的にもこんな例は日本だけしか残ってないということの請願であったと思っておるんですね。言い換えましたら国際的な世間並みな対応をしてほしいということであったと思うんですけど、それをわざわざ『不採択』にしてしまったというのは、どうなんだろうという不思議な思いを致しまして今伺っております。

○総務産業常任委員長（前川隆夫君）当委員会には、紹介議員が2名見えますのでその方の説明で十分だと思って請願の方を呼ばなかったということです。

○議長（小林一則君）他に、ございませんか。

（「議事進行」の声あり）

以上で委員長に対する質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します

（「議事進行」の声あり）

以上で、討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は、不採択であります。

請願第1号「所得税法第56条の廃止を求める請願書」を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

挙手少数であります。

よってこの請願は、不採択とすることに決しました。

○議長（小林一則君）これで 本日の日程は すべて終了いたしました。

あす10日は、午前9時から本会議を開き町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。本日はこれにて散会致します。どうもご苦勞さんでした。

（午前10時35分 散会）